

1. 会合名	社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ（第36回）
2. 日時	2026年3月25日（水）午後3時00分～午後4時30分
3. 議案	<p>1. 経済産業省「企業金融の高度化に向けた社債市場の在り方に関する研究会」の検討状況等について</p> <p>2. 「社債の取引情報の報告・発表制度」に関する定期検証について</p>
4. 主な内容	<p>1. 経済産業省「企業金融の高度化に向けた社債市場の在り方に関する研究会」の検討状況等について</p> <p>経済産業省（以下「経産省」という。）の「企業金融の高度化に向けた社債市場の在り方に関する研究会」（以下「研究会」という。）において、社債市場の活性化に関して幅広い課題を包括的に取り上げた検討が行われている。その検討状況について事務局より資料1-1、資料1-2に基づき説明が行われた後、大要以下のとおり意見交換が行われた。</p> <p>（主な意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経産省において、会社法に関する措置の検討も含め、社債市場の制度全体を幅広く検討いただいていることについて非常に心強く感じている。（主査） ・ 研究会の立ち上げに先立ち、半年以上にわたり経産省、投資家、発行体、証券会社を含め意見交換を行ってきた。「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」（以下「本WG」という。）の前身である「社債市場の活性化に関する懇談会 第4部会」（以下「第4部会」という。）では社債の取引情報の公表や売買参考統計値の精緻化に取り組み、売買参考統計値の精度は上がったと思っていたが、研究会に先立つ意見交換の場で、ある投資家より、超長期債について実勢価格と売買参考統計値との乖離があり、参考として利用することができないとの指摘があった。こうした課題を踏まえ、次のステップとして、より広範な価格情報の公表が必要であるとの認識に至り、研究会においてはその方向性で議論を進めることとなったため、今回の検討は突発的に提起されたものではない点を補足する。（委員等） ・ 研究会に先立ち、非公開の場において関係者から幅広く意見を伺い、約半年間の準備期間を経て、改めてオープンな形で議論を重ねてきた。その過程においては、産業競争力強化法の改正も視野に入れつつ、検討を進めてきた。 <p>研究会においても、価格情報インフラの整備は報告書内で重要な課題と位置付ける予定であり、経産省としても、その重要性について研究会座長の下での議論を通じて共通認識が形成された理解である。一方で、研究会やこれまでの検討の中で、留意すべき点や課題が多いことについても十分認識している。</p> <p>しかし、社債市場の量的・質的な拡充を図る上で、価格情報インフラの整備は重要な要素である。経産省としては、事業会社への働きかけや、今回の産業競争力強化法の改正</p>

案のように、会社法と金融商品取引法の間をつなぐ取組みを引き続き進めていきたい。また、他省庁では対応が難しい分野についても、関係者の意見や現状の懸念を踏まえながら実務的な対応を行い、一歩ずつ前進させていきたい。さらに、本課題は短期間で結論を出すものではなく、5年、10年といった中長期的な視点で取組むべきものであるため、引き続きご指導いただきたい。(委員等)

⇒経産省は、実務や経済ニーズに即した法制度上の対応について、会社法のようなハードローでは対応が難しい部分を補完しており、その取組みは非常に有益である。今後も幅広い観点から議論に参加していきたい。(主査)

2. 「社債の取引情報の報告・発表制度」に関する定期検証について

2026年1月に本WG委員宛に実施した「社債の取引情報の報告・発表制度の定期検証に関するアンケート」の結果を受け、冒頭、主査より以下のとおり議論の方針が示された後、資料に基づき大要以下のとおり意見交換が行われた。

(主な意見等)

(1) 発表対象基準について

- ・発表対象基準の拡大に関しては、昨年11月より、A格の銘柄について、発行額要件を従前の500億円以上から300億円以上へと引き下げるとともに、格付要件をAマイナス格相当まで拡大する措置を講じている。

制度変更より期間が経過しておらず、十分な検証データがそろっていない一方で、本制度の理念に照らし、発表対象基準を一層拡大すべきというご意見もある状況を踏まえ、今後の方向感についてご議論いただきたい。(主査)

- ・研究会の中間報告書においても、発表対象基準の拡大が必要であるとの方向性が示される予定である。第4部会では、すべての社債の取引情報を公表することが理想とされ、それを目標として制度を構築してきた。制度開始当初は運用面の課題もあり、複数格付を前提とした限定的な発表対象基準からスタートしたが、制度導入より既に約10年が経過しているにもかかわらず、取引数量ベースでは公表割合が約5割程度に留まっている。こうした状況を踏まえると、現行の限定列举の方式ではなく、原則として全銘柄公表とし、公表に不適切な銘柄については、申請に基づく社債の取引情報の発表停止による対応を検討することが本来の筋である。

しかし、直ちに全銘柄の公表を実施すべきかについては、例えばBBB格の公表等、慎重に検討する必要があると、段階的に対応すべきである。

今回の定期検証アンケート結果を踏まえると、発行額要件を100億円まで引き下げることに對するニーズは非常に大きく、実務上も100億円は一つの基準となっていることから、発行額要件を100億円まで引き下げる一つの方向性として考えられる。

一部には、投資家の取引手法が明らかになることを懸念する反対意見があるが、研究会

の場で、社債権者の意思結集の早期化や社債権者集会の電子化を進めるためには社債の保有者の把握が前提となることから、当該懸念はこうした制度の趣旨と矛盾するのではないかとの意見があった。また、社債の募集に際しては、トランスペアレンシー方式やPOT方式を通じて、主幹事証券及び発行体が投資家の購入状況を把握できる体制になっている。よって、投資家の取引手法が明らかになることを理由とする反対は、結果として主幹事を務める大手証券のみが情報を把握している状況を発生させるものであり、反対理由としては不適切である。(委員等)

- ・社債市場への注目も高まってきている中で、検証を行いながら発表対象基準を拡大していく方向性について賛成である。

今後の発表対象銘柄の拡大範囲やその実施スピードが検討事項となるが、これまでの拡大により、今後対象となりうる銘柄は、個別性が高く有事に価格形成が難しくなるものや、保有投資家の属性に偏りが見られるものが含まれる可能性が高い。そのため、社債の取引情報の公表が市場の流動性に与える影響について、定量面・定性面の双方から丁寧な検証を行いながら、慎重に検討を進めていく必要がある。

昨年11月の発表対象基準の拡大以降の4か月程度の体感としては、拡大による好影響も悪影響もさほど大きくない。しかし、これから期末・期初も含め動きの出やすい環境となるので、引き続き動向をしっかりと注視したい。

また、Aマイナス格については、現行の発行額要件の300億円では発表対象となる銘柄が少ないとのご指摘があり、仰るとおりであるので、次の論点として100億円をどのように位置づけるかが検討対象になるだろう。

一方で、発行額とは別に、劣後債、残存年数20年以上の超長期債、BBB格の銘柄については、市場が不安定な局面において売りの一方向に集中しやすく、価格変動が大きくなりやすい特性があるほか、マーケットメイクの難しさも指摘されることから、これらの属性については特に慎重な検討が必要である。

なお、投資家の取引手法に関する懸念は、あるべき姿を論ずることも重要であるが、発表対象基準を拡大したことにより市場参加者自体が取引を忌避することは本末転倒であるため、本WG委員に限らずアンケートを実施し、多様な市場参加者の意見を幅広く把握し、実態を踏まえた対応を検討することが重要である。(委員等)

⇒市場環境の先行きが不透明というのは常であり、それ自体を理由として対応を先送りにすべきではない。通常、定期検証は1年間のデータを用いているが、これは日本銀行によるイールドカーブ・コントロールや社債買入れの影響により、市場が動かなかつたためである。過去に第4部会においても、市場が実際に変動した局面での影響を確認したいとの問題意識があったが、必ずしも定期検証を1年とする明確なルールは存在していない。

足元では、日本銀行がイールドカーブ・コントロールを解除し、社債買入れも停止する中で、2025年秋以降の数か月間にわたり超長期金利が大きく変動する局面を経験してお

り、当初懸念されていた状況を既に確認している。その結果、特段の支障は認められなかったことから、今回の検証としては直近4か月程度で十分である。(委員等)

・最終的には全ての取引情報を公表することを目指すべきであるが、その実現に当たっては段階的な対応も考えられる。その一環として、直近で発行額要件を500億円から300億円へと引き下げた経緯がある。発行体の実感としては、従来はワンショットで500億円規模の発行が一般的と考えていたが、徐々に発行規模が縮小し、300億円が次のベンチマークとなっている理解。もっとも、足元では300億円規模での発行も難しくなりつつあり、ワンショットで300億円に満たない事例も増えてきているほか、他の発行体の動向を見ても、100億円規模が新たなベンチマークになりつつあると認識している。このような実情を踏まえ、300億円への引き下げから間もない段階ではあるものの、発行額要件を100億円へと引き下げてはどうか。(委員等)

・原則として全銘柄を公表し、公表に不適切な銘柄については公表しないという理念はあるが、現時点でその理念を一足飛びに実現すべきとの意見は見られない。また、劣後債やBBB格の社債まで発表対象銘柄を拡大することについては、行き過ぎではないかとの意見が一部より示されている。こうした状況を踏まえると、検討の論点としては、発行額100億円を発表対象とすることと、その場合のタイミングであると認識している。その上で、一部の委員より、昨年11月以降、流動性に大きな問題はなかったとの意見があったが、他の委員より、流動性に問題があるとの意見があれば伺いたい。あわせて、次回の定期検証について、期末・期首等、確認すべきマストなタイミングが存在するか教えていただきたい。(主査)

⇒4月から5月は、株価や金利動向に加え、金融機関における年度投資方針の決定に伴い、益出し・損出し等の動きが生じやすい時期である。よって、昨年11月の拡大から概ね半年程度の期間を確保し、本年4月か5月頃までの取引フローについて確認することがよいのではないか。(委員等)

⇒現時点では、発表対象を拡大すべきとの意見がある状況を踏まえ、一つの考え方として、今回の会合で直ちにA格相当のうち発行額100億円以上の銘柄まで対象を拡大すると決定するのではなく、定期検証の期間を半年程度に区切った上で、次回会合で改めて、発行額100億円以上を発表対象とするか最終的な結論を議論してはどうか。(主査)

⇒発表対象の拡大は、本日の会合で決定したとしても即時に実施できるものではなく、日証協内の会議体での決議等に一定の準備期間を要することから、本日、拡大を前提とした決定の準備を進めるべきである。その上で、4月から5月の状況を見て悪影響が認められた場合には、拡大の動きを止めることが適切である。当初から慎重になることによつて、検討時期が本年11月や2027年1月頃まで後ろにずれるような対応は容認できない。

また、現時点ではA格相当のうち発行額100億円以上の銘柄まで対象を拡大する方向で

の整理となっており、劣後債を対象外とする点はやむを得ないが、超長期債については、通常のシニア債であれば対象に含めるべきである。超長期債は価格が分かりにくく、売買参考統計値が十分に機能していないとの研究会に先立つ意見交換での指摘に対応するためには、価格の公表を行う必要があるのではないか。(委員等)

⇒本日の会合で方針を確定することは、十分な検証を行わず決定することとなり、これまでの進め方とは異なる。実務的な作業を先行して進めることは問題ないが、制度上の仕切りとして、適切な検証を行ったうえで、正式に決定するという手続きを踏む必要がある。スピード感を持って対応するために、実務的に可能な範囲については準備を進めておくという整理でよいか。(主査)

⇒必要があれば申請に基づく社債の取引情報の発表停止の仕組みを用いればよいので、その制度を使用しないまま、発表対象を拡大しないことはおかしいのではないか。(委員等)

⇒そのようなご指摘もあろうかとは思いますが、申請に基づく社債の取引情報の発表停止は、発表対象の拡大のための制度という趣旨では必ずしも整理されていなかったのではないかと。仮に同制度を発表対象の拡大の根拠として用いる場合に、発表を望まない者が申請する仕組みとなりかねず、制度趣旨との齟齬が生じる可能性が懸念される。場合によっては、新たな制度を別途設ける必要が生じる可能性もあり、この点については引き続き検討の余地がある。(主査)

・資料1-2のP.5では「BBB格以下の銘柄が乏しい」との記載があるが、米国と比較すると、BBB格もしくはBB格の銘柄が日本の社債市場に入りにくいことは一目瞭然である。発行体と投資家の両サイドにおいて、BBB格やBB格の社債が実際にどの水準で取引されているのか全く分からず、そうした状態では発行や投資が困難であることが、市場に入りにくい要因の1つだろう。段階を追って価格情報の公表を行うことはあるべき姿だと思うが、このような観点より、可及的速やかにBBB格やBB格の価格情報についても公表することで、社債市場の活性化に繋がるのではないかと。なお、BBB格の銘柄を公表することとなると、発行額要件を100億円以上としなければ難しいと思われるので、まずはBBB格かつ発行額100億円以上の社債が一つの基準となるのではないかと。(委員等)

⇒本日のこれまでの議論では、A格相当のうち発行額100億円以上の銘柄まで対象を拡大するかどうかに焦点が置かれており、100億円を基準として、他の格付まで広げるといった意見はなかった。ただ今のご意見は、A格相当のうち発行額100億円以上の銘柄まで対象を拡大する案では不十分ということか。(主査)

⇒A格相当のうち発行額100億円以上の銘柄まで対象を拡大することに加え、次の段階として、BBB格相当のうち発行額100億円以上の銘柄も発表対象とすることが市場全体として望ましい。(委員等)

・全体的な方向性として発表対象銘柄を拡大していくことや、次のステップとしてA格相当のうち発行額100億円以上の銘柄まで対象を拡大していく進め方について異論はな

い。

一方で、投資家の取引手法が把握されることにより、実務上、売買が行いにくくなるとの懸念が一部の投資家から寄せられている点については留意が必要である。そのため、今後の検討にあたっては、過去に実施した際と同様に、実際に売買を行っている投資家向けのアンケートを行い、大勢としての賛成が得られていることを確認しながら進めていくことが望ましい。

トランスペアレンシー方式や社債権者集会に関する議論があるとのことだが、実際に多くの投資家が懸念している点は、セカンダリー市場における売買の手法が他の投資家に推測されてしまうことである。この問題については、立場によってメリット・デメリットが異なりうることを踏まえ、最適なあり方について様々な投資家の意見を確認し、一定のコンセンサスを形成しながら検討を進めていくことがよいのではないか。(委員等)
⇒投資家向けのアンケートを実施することは合理的な手続きであると思う。

今回の定期検証のタイミングについては、先ほど他の委員より、4月から5月頃までの状況を確認すればよいのではないかとのご意見があったが、感触はいかがか。また、超長期債についても伺いたい。(主査)

⇒定期検証のタイミングについて、前回の発表対象拡大から半年程度の期間を確保できる5月頃までとすることで異論はない。

また、超長期債は価格のばらつきが大きいと認識している。感覚的には、A格相当のうち発行額100億円以上の銘柄については、投資家からの反対意見が比較的少なく、次のステップに進みやすいのではないか。そのため、まずはA格相当のうち発行額100億円以上の銘柄まで対象として進め、次の段階として超長期債を発表対象に含めるか検討していく進め方がよいのではないか。(委員等)

⇒超長期債については価格のばらつきが大きいことから、その実態を可視化すること自体に意義がある。価格を公表しないのであれば、売買参考統計値が適切に機能しているかを検証することが困難になる。また、セカンダリー市場の価格形成が不透明であることは、プライマリー市場にも影響を及ぼしており、発行体からは、セカンダリー市場の水準が分かりにくいいため、プライシングに時間を要するとの声がある。今後、日証協において、社債の発行手続の迅速化に取り組む上でも、セカンダリー市場における価格の公表は必要であり、直近1年程度において動きの大きかった超長期債の価格を公表していくことが重要であり、これを行わなければ、本制度の存在意義が問われかねない。(委員等)

⇒感覚的には、超長期債の特徴として、投資家層の偏りや動きが一方向になりやすい特徴があるので、まずはA格相当のうち発行額100億円以上の銘柄に関して議論を行った後に、超長期債について議論を行うべきである。(委員等)

・A格相当のうち発行額100億円以上の銘柄まで対象を拡大することについては大きな違和感なく実現可能ではないかとの意見が大勢を占めている。これまでは年に1回程度の

ペースで定期検証を実施してきたが、そのタイミングを待たずとも、まずは本年5月頃までの市場の状況を検証の対象とし、検証が迅速に完了した場合には、並行して進めることのできる準備を可能な限り進めた上で、速やかに発表対象の拡大に着手する方向で議論を進めていくことが一つの着地点であると思う。

一方で超長期債の取扱いについては意見が割れていることから、改めて委員以外の投資家向けのアンケートを実施し、考え方をピンポイントで確認することが適当である。その際には、A格相当のうち発行額100億円以上の銘柄まで対象を拡大することについても投資家の意向を確認することとし、テーマを分けて投資家の意向を確認する方向でよいか。(主査)

⇒主査のご提案に基本的に賛成であるが、投資家は一般に保守的で変化を望まない傾向がある。そのため、アンケートを実施した場合に、特にトランスペアレンシー方式やPOT方式の仕組みに対する理解が十分でないまま、取引手法が把握されることへの懸念が強く示されると思われるため、アンケート結果をそのまま受け止めるのではなく、証券会社によって投資家の理解を促す努力が必要である。(委員等)

⇒投資家向けのアンケートの聞き方が重要であると思われるので、「大きな弊害があるかどうか」といった書きぶりになることが望ましいと思う。(主査)

⇒主査に整理いただいた進め方に沿って、事務局内部で検証を進めていきたい。その際には、投資家向けのアンケートを同時並行的に実施し、アンケートにあたっては、最近の社債発行に係る制度整備の状況も紹介したい。

また、超長期債については、本協会として売買参考統計値の報告を受けているので、実勢価格と売買参考統計値との乖離の程度について、まずは内部で検証を行い、本WGの皆様へ共有可能な内容は次回会合にて提示し、今後の検討の参考としたい。(事務局)

⇒事務局によるまとめで今後進めていきたい。

投資家に対するアンケートに際しては、私が事前に確認するが、設問の聞き方について慎重に検討いただきたい。

また、事務局にて行う検証作業は、詳細なデータをそのまま本WGの皆様へ共有することが難しい場合には、実勢価格と売買参考統計値との乖離の状況について、可能な範囲で一定の方向感や現状を整理したコメントを提示いただきたい。その際の事務局のコメントの妥当性については、私に一任いただいた上で、皆様にお示ししたい。(主査)

(2) その他の制度改善案について

①「取引数量の区分」の細分化

- ・取引数量の区分について、現行の区分は少し粗く、もう少し細かい区分を導入できないか。発行体としては、発行のプライシング期間をより短期化し、足元の環境で起債するとどれぐらいの金額になるのかを知りたい。比較的金額が大きい玉で、どの程度のプライスがついているのかを見たいという観点から言うと、少し大きいスレッシュホールドを加えてもよいのではないか。(委員等)

⇒他に検討を求める意見は寄せられていないことから、取引数量の区分の細分化については、今回は見送ることとしたい。なお、「取引数量の区分」の細分化に関して、どういった区分が望ましいのか、実証的なデータ等、説得力のあるものが示せれば、今後お示しいただければ思う。(主査)

②「利回り・対国債利回りスプレッド」の追加

- ・利回りあるいは対国債利回りスプレッドの追加について、現行制度では、利回りが明確に示されておらず、対応としては利回りの推計値を算出することが考えられるが、実際に証券会社が顧客に提示している利回りと異なる数字が独り歩きする等の懸念がある。また、利回り等の追加にあたっては、システム改修が必要であり、メリット・デメリットを踏まえたうえで、強いニーズがあるかを確認させていただきたい。(主査)

⇒マーケットのボラティリティが高く、金利や国債がよく変動する中では、金利水準や価格のみでは情報としては不十分である。利回りは、必要な数値を入れれば逆算が可能であり、参考値という形でも見せることが重要ではないか。

米国の TRACE では、ドル債の取引内容がトレードした 15 分後に発表され、米国債の金利が動く中で、マーケットにおいてどのレベルで取引されたかが非常に分かりやすい。いずれは円のマーケットにも同様の仕組みを導入すればよいと思うが、当然システム改修の負荷もかかり、すぐにできるものではない。将来的には利回り、国債とのスプレッドも発表し、マーケット参加者で共有することが望ましい。

現状では、ある期間における価格しか把握できず、市場においてどの水準で取引が行われたのかという何らかの目安があったほうが分かりやすいという意味では、参考値ではあるものの、国債の引けの利回りとの差額をスプレッドとして公表することが今後の課題ではないか。(委員等)

⇒公表情報を充実させていくのは望ましいが、現時点においてシステム投資を行い、直ちにこれを実施することについて、強い意見はないかと思う。

一方で、システム改修が理由で検討が先送りになることは非常に残念であり、要望があるものについては次のシステム改修時になるべく盛り込む方向で対応できないかは議論したほうがよい。特に証券保管振替機構（以下「保振」という。）や日証協におけるシステム改修のタイミングも含めて、どの段階で効率的に対応を進めることができるか計画的に議論したほうがよい。今後の方向感として、どの程度のシステム改修が必要となるのか、どのタイミングであれば対応が可能かをテイクノートし、いざ対応を進める段階になって先延ばしとならないよう、予め検討を進めていただきたい。(主査)

③発表停止および解除の取り扱い

- ・公表銘柄として評価されず発表停止となった後、価格が安定して推移しているものの、発表停止解除基準に達しないといった事象が生じた場合の取扱いについて、現在は「公表基準銘柄として評価されていないものは公表しない」という原則に基づき、発表停止

の解除は行わないこととしている。つまり、発表停止措置については、価格の安定性を確認する制度ではないため、ここは原則どおりとさせていただきたい。なお、停止期間が長期にわたっている場合について、それを一定の期間で解除するような制度の必要性についても特に意見はなかったことから、検討は見送ることとしたい。(主査)

④ST 社債の取引報告

- ・ST 社債の取引報告について、ST 社債は小口投資家向けのものが多く、我々が想定している大きなマーケット全体のインフラという観点で見ると、現状は検討の対象からやや外れているという認識であり、見送ることとしたい。(主査)

⑤公表時間の前倒し

- ・公表時間の前倒しについて、現在は9時公表となっているが、これを少しでも早めた方がよいという意見がある。公表時間を15分前倒しすることでどの程度の効果があるのかは定かではなく、強いニーズが確認できないのであれば、検討は見送ることとしたい。(主査)

⇒見送る方針で問題はないが、債券先物や業者間の取引が始まるのが8時45分であり、その時点までに取引情報が公表されればより利便性が高まると思った。(委員等)

⑥検討見送り要件の再考

- ・保振等との連携について、常にシステム改修が障害になっている部分もあり、システム改修により時間やコストがかかることが理由でペンディングとなっている事項があれば、検討のテーブルに載せておき、改修のタイミングで費用等を確認しながら、対応できるようにしていただきたい。(主査)

(3) その他

- ・社債のレポ取引は完全に議論が止まっている気がしている。社債のレポ取引の議論は、売買参考統計値の精緻化等、色々な条件が必要であると十分理解しているが、どうすれば前向きに動かせるのか。社債を借りることができないため、簡単に売ることができず、これは「鶏が先か卵が先か」と常々言われてきたイシューでもある。日証協においてマイルストーンを作成しているのも、毎年である必要はないものの、適宜、その状況を確認していくこと等について検討いただきたい。

また、タップ起債、つまり社債の追加発行を可能にすることは、レポの流動性を担保するために必要だと思う。国債は流動性供給入札で追加発行ができるようになり、格段に流動性が向上した。社債の追加発行に関しては、保振のシステムが障害となっており、これはマーケット関係者にとって周知のことであるが、そういったことも含めて検討いただきたい。(委員等)

⇒レポ取引については工程表を作成し、対応を進めることとはなっているものの、なかなか

	<p>か進んでいないのが現状である。</p> <p>本WGにおける検討は、取引価格を開示することが目的ではなく、流動性を向上させセカンダリー市場を活性化させること、さらに社債の発行自体もより一層しやすくしていくことが究極的な目的である。そのための制度として、工夫すべきものがたくさんあると思うので、議論を進められればと思う。(主査)</p> <ul style="list-style-type: none"> • BBB 格以下の社債において特に顕著だと思うが、銀行融資をベースとした資金調達が行われている中で、銀行融資を超えるようなアペタイトを作っていかなければ、なかなか社債市場の活性化にもつながらないと思っている。こうした問題意識のもと、経産省としては、国内投資、海外投資も含め、国内企業に投資をしていただけるよう、政策面や機運醸成の面から取り組んでいきたいと考えており、社債市場に直接関係する部分に限らず貢献できればと改めて強く思った。 <p>本日の議論では、公表項目の追加や事務的な手間の増加に伴い、システム費用が追加されることや、何らかの悪影響が生じる可能性があるとの指摘があり、こうした実態を把握することは重要だと感じた。一方で、その悪影響が、市場全体にとってのものなのか、あるいは個社のビジネスにとってのものなのか、必ずしも明確ではない部分もあり、今後、投資家向けのアンケートを行う際には、市場への影響と自社のビジネスへの影響を切り分けて把握できるようにすれば、より有意義な議論の材料になるのではないかと。(委員等)</p> <p>⇒非常に重要な指摘かと思う。一方で、本WGにおいては、フィージビリティも含めて議論しており、現実的に対応が難しいものについては、対応できないという判断に至っている場合もあると思う。ただし、理念を見失わずに議論を進めていきたい。</p> <p>社債について、経産省の力強い活動によって社会全体からも注目が集まっているということで、引き続き協力いただければと思う。</p> <p>また、例年であれば、発表対象の拡大から4か月程度しか経過しておらず、更なる拡大については見送られる可能性が高かったところ、今回は検証期間を半年という比較的短い期間で区切り、一歩前に進めようという方向で議論がなされた点は、大変よいのではないかと感じている。(主査)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	公社債・金融商品部（03-6665-6771）